

福知山市建設工事等の入札執行に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福知山市が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札による契約において、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めることにより、設計違算に起因する工事等の遅れを最小限にとどめて市民サービスへの影響を極力抑え、もって公正かつ円滑な入札事務の執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計違算 設計図書における単価若しくは数量の誤り又は費用の計上漏れ等による設計金額の誤りをいう。
- (2) 軽微 当初の設計金額と設計違算訂正後の設計金額との差額が30万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)未満であり、かつ、当初の設計金額の5パーセント以下である場合をいう。

(開札前の対応)

第3条 市長は、入札公告又は入札指名通知の発行をした後、開札前において設計違算が判明した場合は、当該入札を中止する。ただし、金額の誤りが軽微であって、当該設計違算の内容及びその補正方法並びに当該設計違算の契約上の取扱いを入札参加者に対し、質問回答期限までに周知する等必要な措置を講ずることによって、公正な入札の執行が確保できると認められる場合は、入札に係る手続を続行することができる。

(開札後の対応)

第4条 市長は、開札後、契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、当該入札に係る手続及び落札決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、入札に係る手続を続行することができる。

- (1) 金額の誤りが軽微であること。
- (2) 落札者の決定に影響が生じていないこと。

(契約締結後の対応)

第5条 市長は、契約締結後に設計違算があったことが判明した場合は、契約相手方と協議の上、当該契約を解除するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該契約の履行状況により、契約を解除し難い場合
- (2) 設計違算が軽微な場合で、かつ、落札者の決定に影響が生じていない場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において、その相手方に損害を及ぼしたときは、市長はその損害を賠償するものとする。

附則

この要領は、令和８年１１月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する案件から適用する。